

### 3 - 3 車両通行形態別の交通動線について

公園坂通りの車両通行形態は、「相互通行」、「下り一方通行」、「上り一方通行」のほかに、市道 18-021 号が接続する地点で通行形態を変える「複合案」が考えられます。ここではそれぞれの場合の長所・短所を検討します。

#### (1) 全線相互通行の場合

##### 全線相互通行



##### 長所

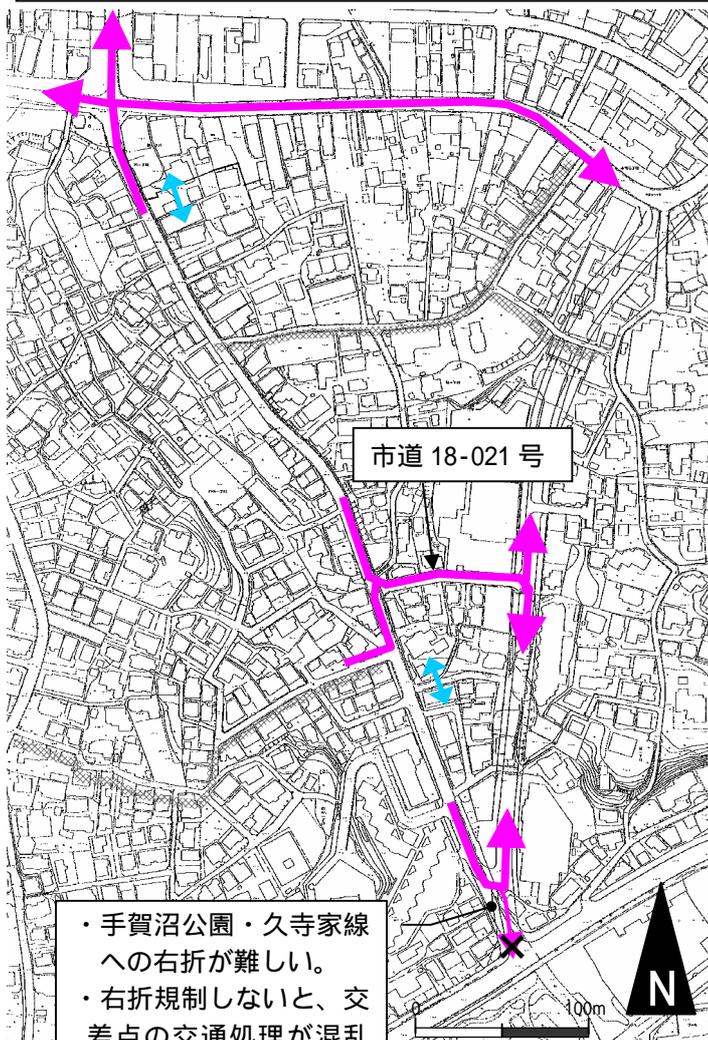
- ・今まで通り、車の相互通行が可能である。

##### 短所

- ・交通規制がなく走行しやすい分、抜け道として利用されやすい。
- ・十分な歩道幅員を確保しにくい。

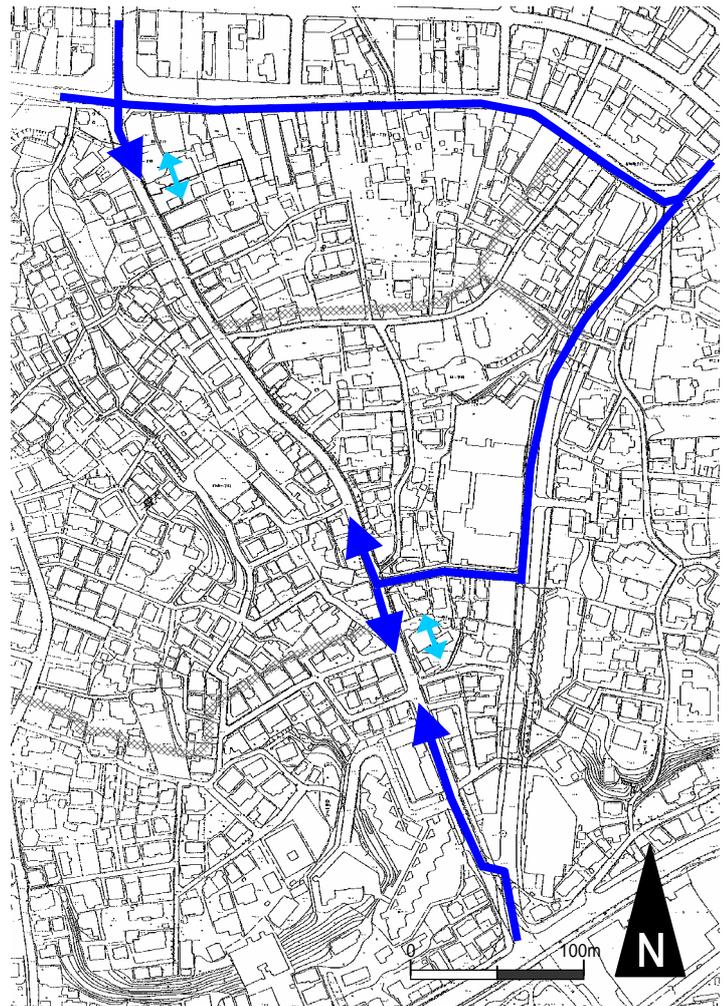
図 3-3 全線相互通行の場合

##### 公園坂通りからの OUT



- ・手賀沼公園・久寺家線への右折が難しい。
- ・右折規制しないと、交差点の交通処理が混乱しやすい。

##### 公園坂通りへの IN



相互通行

## (2) 全線下り一方通行の場合

**全線下り一方通行**

↓

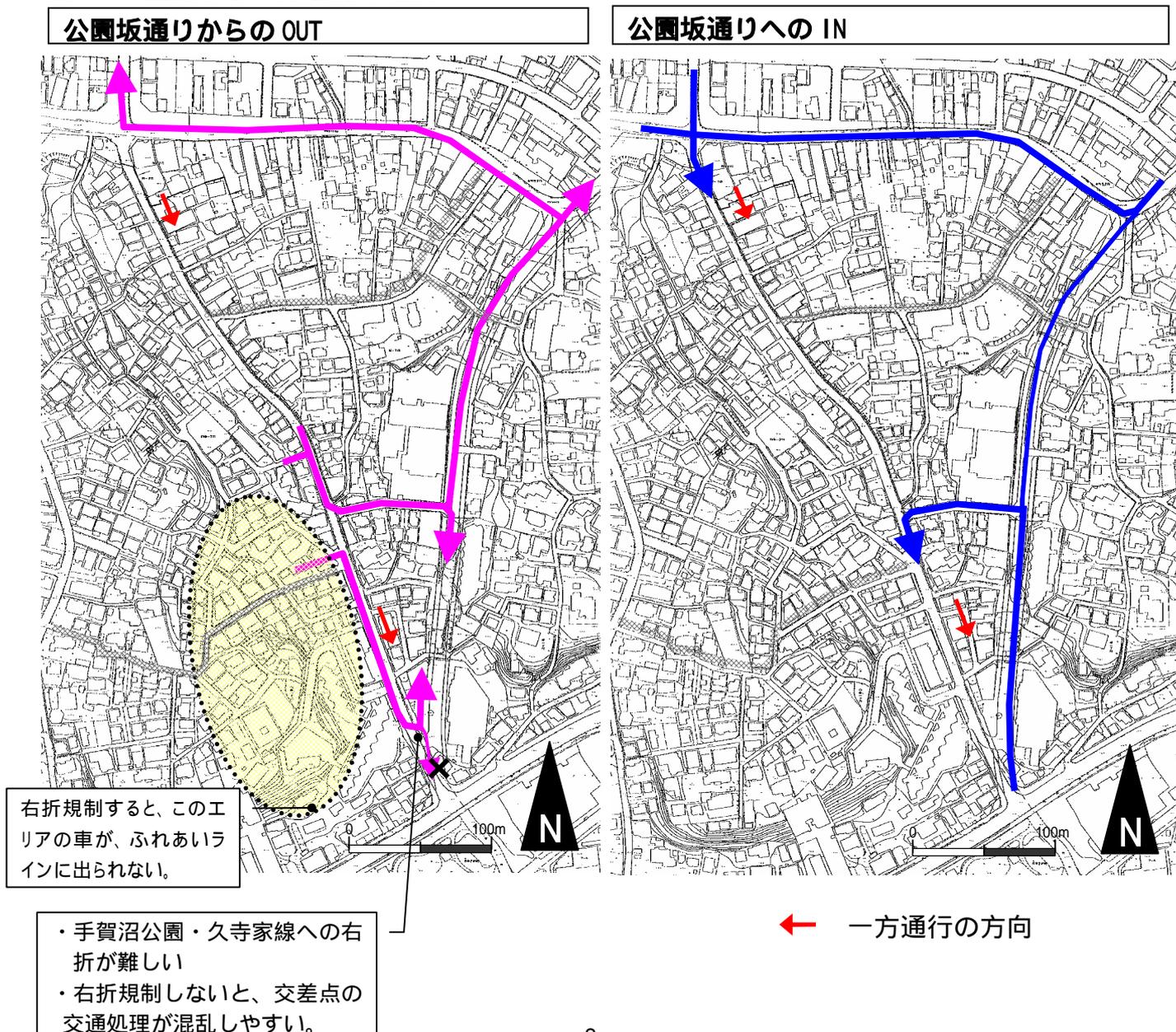
**長所**

- ・車道巾が抑えられるため、歩道幅員を確保しやすい。
- ・相互通行と比べ、車の交通量は少ない。

**短所**

- ・手賀沼公園・久寺家線との接続部で、右折が難しく、交通処理が混乱しやすい。  
(右折規制すると、ふれあいラインに出られない)
- ・下り一方通行のため、手賀沼ふれあいラインから入るには、手賀沼公園・久寺家線経由で迂回することになる。(やや不便)

図 3-4 全線下り一方通行の場合



### (3) 全線上り一方通行の場合

**全線上り一方通行** ↑

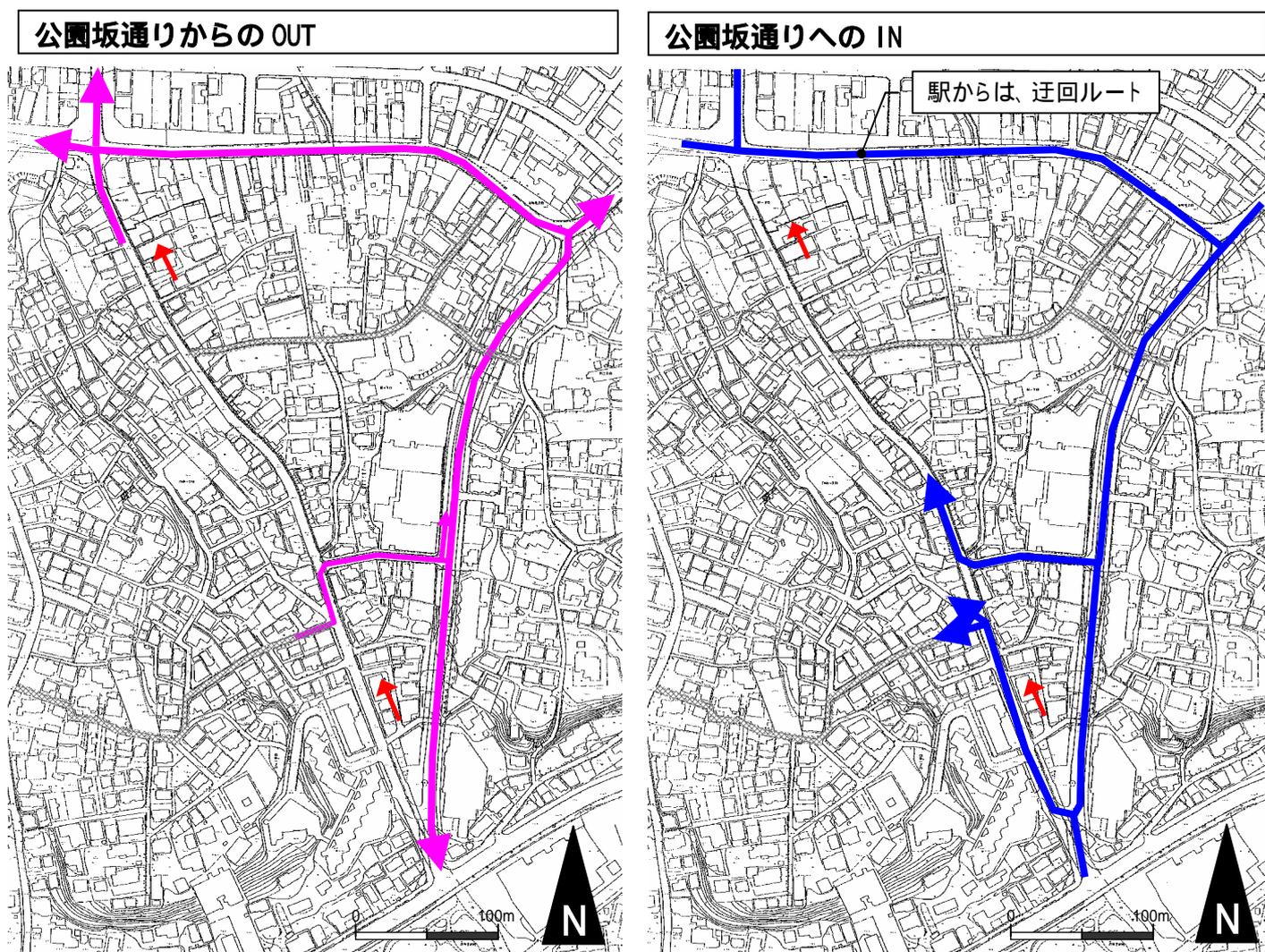
**長所**

- ・車道巾が抑えられるため、歩道幅員を確保しやすい。
- ・全線相互通行と比べ、車の交通量は少ない。  
(但し、ふれあいラインから駅方面への通過交通が見込まれる)

**短所**

- ・上り一方通行のため、手賀沼ふれあいラインに出るには、手賀沼公園・久寺家線経由で迂回することになる。(やや不便)
- ・北方面からの IN.....手賀沼公園前交差点の手前で右折 IN の必要がある。

図 3-5 全線上り一方通行の場合



← 一方通行の方向

### (4) 複合案 の場合

北区間：下り一方通行、南区間：相互通行



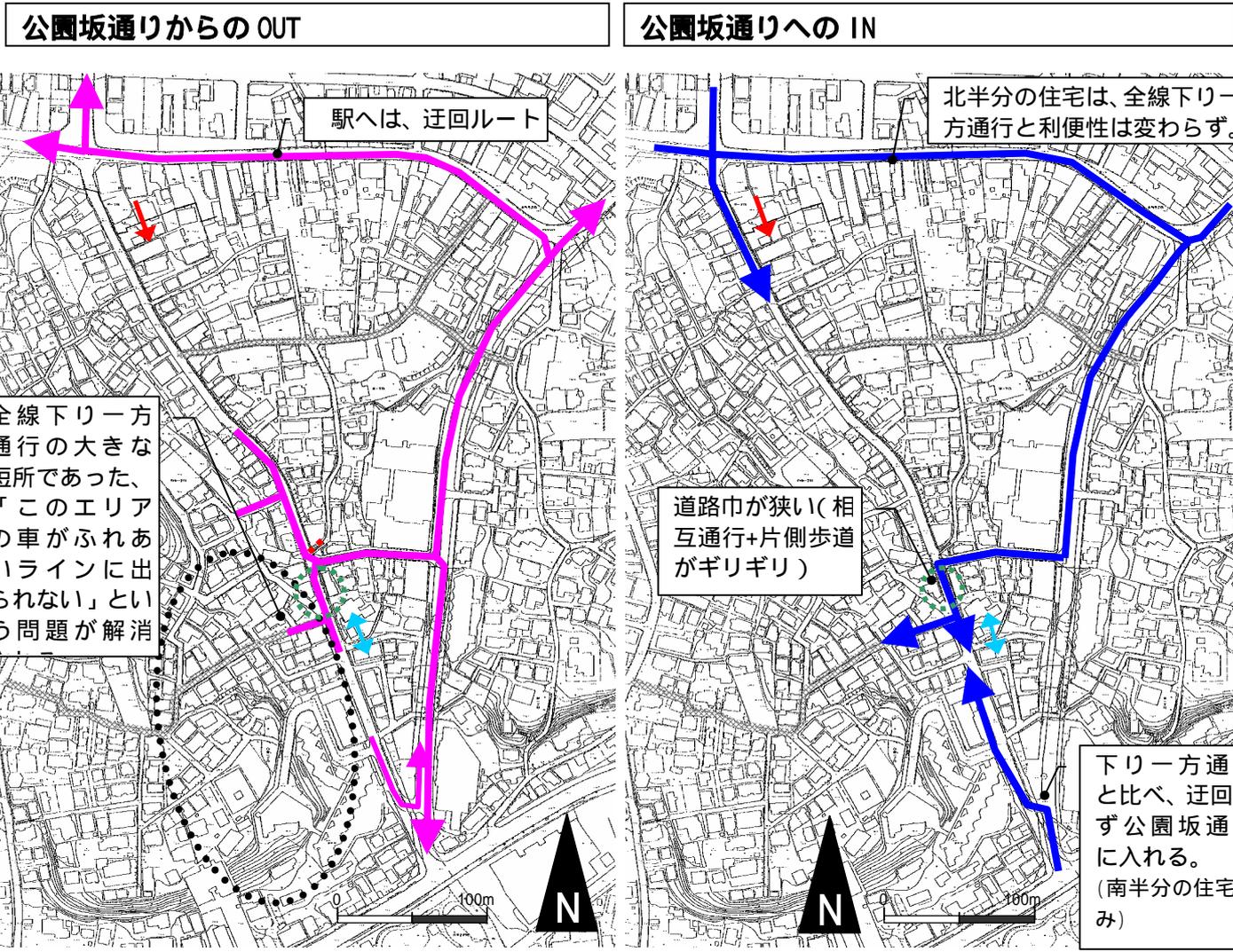
長所

- ・一方通行部分は車道巾が抑えられるため、歩道幅員を確保しやすい。(北半分)
- ・全線相互通行と比べ、車の交通量が少ない。通過交通が一番生じにくい案となる。

短所

- ・北半分は下り一方通行のため、手賀沼ふれあいラインから入るには、手賀沼公園・久寺家線経由で迂回することになる。(全線下り一方通行と共通)(やや不便)
- ・相互通行区間の北端部で、道路幅員が狭くなる。

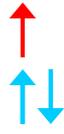
図 3-6 複合案 の場合



← 一方通行の方向  
 ↔ 相互通行

(5) 複合案 の場合

北区間：上り一方通行、南区間：相互通行



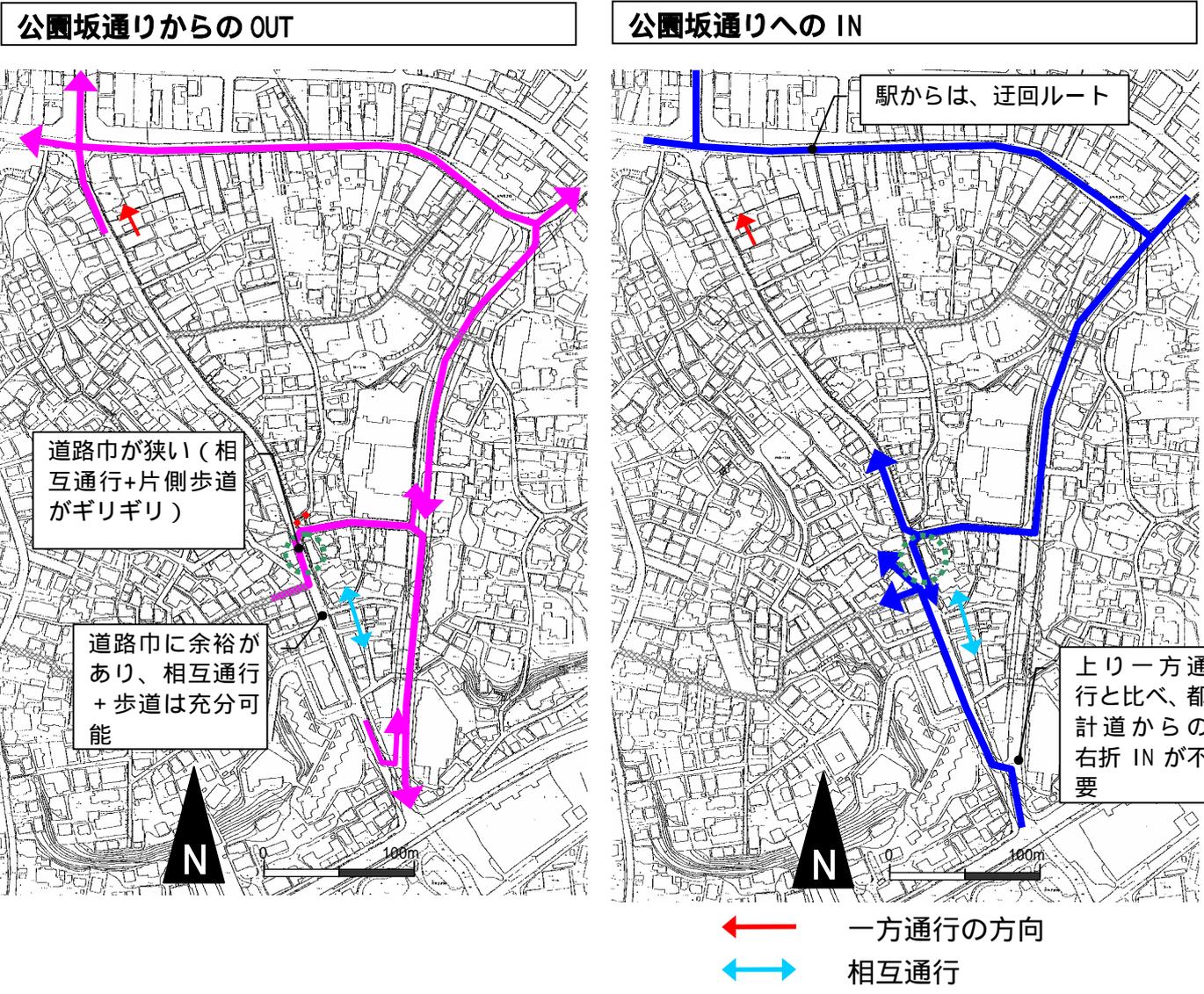
長所

- ・一方通行部分は車道巾が抑えられるため、歩道幅員を確保しやすい。(北半分)
- ・全線相互通行と比べ、車の交通量は少ない。(但し、ふれあいラインから駅方面への通過交通が見込まれる)
- ・北方面からの IN.....手賀沼公園前交差点の手前で、右折 IN が不要。

短所

- ・上り一方通行のため、手賀沼ふれあいラインに出るには、手賀沼公園・久寺家線経由で迂回することになる。(全線上り一方通行と共通)(やや不便)
- ・相互通行区間の北端部で、道路幅員が狭くなる。

図 3-7 複合案 の場合



## (6) 検討のまとめ

これまでの検討から、「全線相互通行」は、車両にとっての使い勝手が一番良いけれども、現在抱える課題（狭小な歩道幅員など）への十分な解決策になりにくいことが懸念されます。「一方通行」及び「複合案」については、様々なパターンがあり、次のようなことがわかります。

- 「下り一方通行」は、沿道宅地の車がふれあいラインに出られない可能性があるという、大きな課題がある。
- 「上り一方通行」は、「手賀沼公園前交差点の手前での右折」の必要があるが、手賀沼公園・久寺家線は現在の公園坂通りのような渋滞はないと想定されるので大きな課題とはなりにくい。
- 複合案は、「相互通行区間の北端部で、道路幅員が狭くなる」という課題が残るが、「下り一方通行」、「上り一方通行」それぞれの課題を解消できる。
- 北半分を相互通行、南半分を一方通行とする案は、現状の課題である「狭小な歩道幅員」を改善しにくく不適切と判断される。

以上から、「下り一方通行」は大きな課題があるため、「相互通行」、「上り一方通行」、「複合案」について、幅員構成等を検討することとします。